

「第2次 やお女と男のはつらっプラン」進捗状況【総括表】(平成25年度実績)

資料1

基本目標	基本課題	具体的な施策	取り組み実績	課題等
I 男女一人ひとりの人権を尊重しよう	1. 性別による固定的な役割分担の解消	1～8	●市政だよりやホームページ、情報誌等、様々な媒体を通じて、男女共同参画社会の形成の重要性を広く市民に周知し、意識啓発を行った。 ●「人権週間」や「男女共同参画週間」の期間に合わせ、講演会やセミナー等を開催し、男女共同参画意識の浸透を図った。 ●男女共同参画センターにおいて図書の貸出を行うとともに、市民の関心を高めるため、男女共同参画センターだよりで新着図書を紹介した。 ●青年期からの意識の醸成を図るため、「少年を守る日・家庭の日」の運動など関係団体との連携のもと、市民と協働し、啓発活動を行った。また、青少年指導員が定期的に地域の巡回を行うことにより、青少年が安心して活動や生活ができる環境づくりに貢献した。	●掲示・配架時期の工夫や、イベント開催時に広く配布するなどして周知を図る必要がある。 ●より多くの市民に参加いただくための広報等、効果的な周知を行っていくことが必要である。 ●男女共同参画に関する様々なジャンルの蔵書の充実を図る。また、「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に、テーマに合わせた関連図書を展示することで、意識喚起につなげていく。 ●より多くの市民参加を促すため、一層の周知を図る必要がある。
	2. 男女平等・男女共同参画を浸透させる教育・学習の推進	9～16	●大阪府教育委員会において、平成15年に作成された「小・中学校および府立学校における男女平等教育指導事例集」の活用を促進するとともに、各学校園において適切に編成された教育課程により、学習機会の充実に努めた。 ●生徒の主体的な進路選択に適切な指導・助言ができるよう、進路に関する情報の収集とその提供を行った。また、人権学習プログラム及び人権教育関係資料の整備を行った。 ●人権意識の高揚を図るため、指導主事・管理職・教職員を対象に、今日的課題を中心とした研修等を実施した。 ●男女共同参画の視点に立った学習機会を提供するため、男女共同参画センター講座や出前講座などを実施した。また、家庭における男女平等・男女共同参画を促進するため、PTAと学校園の連携のもと、家庭教育学級を実施した。	●本市において、性同一性障害等を表明している幼児・児童・生徒はいないが、セクシュアルマイノリティの立場にある幼児・児童・生徒の存在も視野に入れて、ありのままの自分を受け入れられる環境づくりとして、男女平等教育を推進していく必要がある。また、セクシュアル・ハラスメントやDV防止の観点に立って、男女平等教育のより一層の推進を図っていく必要がある。 ●男女平等・男女共同参画を推進していくプログラムの中に、デートDV等の今日的な課題を扱ったものを取り上げながら、生き方について考えていける教材を作成していく必要がある。 ●男女共同参画社会をめざす上での課題を認識し、教育課題としての取組みを進めていく上で、課題と直面し、取り組んできた当事者の思いをしっかりと受けとめる研修が必要である。 ●様々な機会を通じて、事業を周知し、参加者の増加につなげていく。
	3. あらゆる暴力の根絶	17～27	●「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせて、セミナーや各種講座を実施した。また、市政だよりや情報誌等への記事掲載、啓発カードの配布などによる、暴力根絶のための広報・啓発を行った。 ●デートDVの予防・啓発を目的としたリーフレットを作成し、市内公立中学校を通じて、全学年生徒への配布を依頼した。また、リーフレットの活用により、予防・啓発を行った。 ●庁内関係課(13課)による八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会を開催(2回)し、DV被害者支援についての意見交換等を行った。また、大阪府等が主催する会議等に積極的に参加し、関係機関との連携強化を図った。 ●女性の抱える様々な悩みに対応し、自立を支援するために、女性の専門相談員による相談事業を実施した。また、DV等により、緊急を要する場合には、関係課及び大阪府等関係機関と連携して支援を行った。	●手軽に男女共同参画に関する知識や情報を入手できるように、市政だよりやホームページ等での継続的な情報発信を行う。また、引き続き、効果的な啓発の手法や内容についても検討していく必要がある。 ●生徒へのリーフレットの配布については、各中学校側の判断に委ねたため、配布していない学校があった。配布に際しては、単に配布するのではなく、男女共生教育の中でデートDVを取り上げ、担任からデートDVについての説明を行った上で配布をするなど、より効果的な啓発につながる方策について、学校側との意見交換も踏まえながら検討していく必要がある。 ●八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会等において検討を重ね、より幅広い関係機関とのネットワーク構築をめざす。 ●社会情勢等の変化に伴い、相談内容も多様化・複雑化し、DVをはじめとする諸課題を抱える相談者が増加している。また、DV等により緊急を要する対応が求められる場合は、関係各課・機関と連携し、より一層迅速かつ的確な支援を行う必要がある。

「第2次 やお女と男のはつらっプラン」進捗状況【総括表】(平成25年度実績)

基本目標	基本課題	具体的な施策	取り組み実績	課題等
	4. 人権としての性の尊重と生涯を通じた健康への支援	28～32	●こころと体の健康に関する自己決定意識を高めるため、男女共同参画センター講座において、「ストレスとメンタルヘルスケア」、「男性のこころとからだセミナー」などの講座を実施した。 ●妊娠の届出により、母子健康手帳や妊婦健康診査受診券を交付し、妊娠中の母子の健康増進を図った。また、両親教室を開催し、妊娠・出産・育児に関する知識の普及や、働く妊婦に対し、「母性健康管理指導事項連絡カード」等の制度の説明を行った。 ●生涯を通じた健康づくりや健康への自己管理意識等を高めるため、健康教育や健康診査を実施した。また、健康についての悩みに対応するため、相談事業を実施した。 ●女性が安心して、妊娠・出産できるように医師確保を図りつつ、周産期医療の提供を行った。	●テーマ設定や周知方法をさらに工夫し、参加を促す必要がある。 ●母子健康手帳交付数は出生数とともに横ばいである。その中で、出産後虐待の可能性の高いハイリスク妊婦(若年妊婦等の特定妊婦)について早期に把握し、関係機関と共に継続的なフォローが必要である。また、妊娠の届出を妊娠初期に出し、母子の安全・安心な健康づくりのために妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査の受診率が上がるようにPRに努めていく。両親教室については、受講者の満足度は高く、今後も初産婦に個別案内を送付したり、休日開催の増設するなどにより、受講率の増加に努めていく。 ●地域における健康教育の場の拡充と、がん検診及び特定健康診査等の受診率の向上をめざす。また、相談については、健診等他の事業での同時実施や地域での健康相談を実施していく。 ●市内に分娩施設が少ないことから、分娩の希望が集中するため、すべての分娩に応えることができていない。
Ⅱ 誰もが自立して、自分らしい生き方ができる社会をつくろう	5. 就労の場での男女共同参画の推進	33～41	●勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を目的とした「労働情報やお」を2,000部発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を実施した。 ●労働行政に資する基礎資料を作成するため、市内2,000事業所を対象に労働事情調査を実施した。 ●勤労市民の持つ労働条件・社会保険・年金・生活等の様々な悩みや疑問についての相談を専門の相談員が受け、解決の一助とするため、八尾市ワークサポートセンターにおいて、弁護士と社会保険労務士による労働相談を実施した。 ●母子自立支援員を配置し、母子家庭の自立の総合的な支援を行うとともに、技能取得費用の一部(100,000円を限度)を給付する自立支援教育訓練給付金、就業に結びつきやすい資格(看護師等)取得のために養成機関での受講を行うに際して、その期間中の生活の不安を解消し、安定した就業環境を提供するために、履修期間において、一定の給付を行う高等技能訓練促進費を支給した。 ●働く意欲がありながら、身体的機能・年齢・性別・出身地など様々な理由で就労が実現しない就労困難者を対象に、市内3カ所を拠点に、地域就労支援コーディネーターによる就労支援を実施した。 ●女性の職業能力の開発や再就職支援、起業に関するセミナーや講座を実施した。	●法律や制度を分かりやすく解説するのは難しいが、硬い内容・表現になると、読んでもらえないため、工夫が必要である。また、啓発したい項目の全項目を詳細に記載することはできず、啓発テーマの取捨選択をしなければならない。 ●実施サイクルの見直し(4年に1回実施)及び回答しやすいよう設問項目を精査する。 ●1日あたり相談枠を4枠設けているが、予約が埋まらない状況もあり、市政だより等で周知に努めている。 ●給付金事業の効果測定(取得した資格が就職・転職に結びつき、結果として所得の増収につながるかどうか)は必要だが、取得した資格によっては、必ずしもすぐに増収につながるものでもないため、測定が難しい。 ●就労困難者は雇用情勢の変化を受けやすく社会・経済情勢の動向によって相談者が急激に増加・減少する。また、就労後の定着を含めた出口支援の強化が必要であるため、無料職業紹介事業との連携が重要である。 ●テーマ設定や周知方法をさらに工夫し、参加を促す必要がある。

「第2次 やお女と男のはつらっプラン」進捗状況【総括表】(平成25年度実績)

基本目標	基本課題	具体的な施策	取り組み実績	課題等
	6. 男女の職業生活と家庭・地域生活との両立支援	42～48	●次世代育成支援行動計画を全庁的な取り組みとして推進し、進捗管理を行うため、「次世代育成支援推進委員の会議」(2回)、「子ども・子育て会議」(4回)を開催した。また、当該計画の重点課題に対応するための事業として、「赤ちゃんの駅」の認定(6ヶ所)、子育てシンポジウムを開催した。 ●休日保育事業や病児・病後児保育事業をはじめとする働く男女の多様な雇用形態やニーズに対応した子育て支援サービスを実施した。 ●男性の家事・育児・介護への参加を促進するため、男女共同参画センター講座、子育て講座、家族介護教室、両親教室を実施した。 ●ワーク・ライフ・バランス推進の機運の醸成を図るため、市内企業を主な対象としたワーク・ライフ・バランスに関する出前講座の実施、情報誌等への記事掲載等を行った。	●次世代育成支援行動計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政のパートナーシップによる事業推進と地域で子育てを支えるしくみづくりをさらに進める必要がある。また、子ども施策等の取り組みについて、コミセンの活用等、庁内調整や協力体制の確保とともに、市民・事業者との協働による事業検討・実施する必要がある。 ●利用者が少なく、実施施設側にとって高コストな事業もあるが、日曜日・祝日に就労などで、家庭で保育できない人にとっては必要なものであり、多様なライフスタイルに対応するため、今後も継続していく必要がある。 ●内容によっては、男性の参加者が少ない講座もあるため、企画内容等をさらに工夫する必要がある。 ●中小零細企業等に対し、職業生活と家庭・地域生活の両立の重要性を理解してもらうことが難しい。興味を引くテーマ設定やPR方法、開催日時等を検討する必要がある。
	7. 多文化共生の推進	49～51	●英語・中国語・ベトナム語の3カ国語で、行政情報や地域情報を掲載した情報誌を年6回発行することで、外国人市民のコミュニティ形成を支援するとともに、外国人市民が地域社会の構成員として地域コミュニティとの共生を図れるよう支援した。 ●市民相談の一つとして、市庁舎内に中国語とベトナム語の通訳者を配置し、市役所に用務で来られた方の通訳及び相談業務を行った。 ●外国人市民相談事業として、市役所庁舎外での行政手続き等の通訳・相談に対応するため、ベトナム語相談を週4日、中国語、韓国・朝鮮語の相談を週1日実施した。 ●国際交流センター事業として、外国人市民のための災害ボランティアセミナーなどを実施し、国籍や性別を問わず、地域での多文化理解を深めるための学習機会の充実等を図った。 ●「よみ・かき・ことば」など学習の機会の提供を行い、継続学習による基礎学力の向上を図るため、識字日本語学級を開催した。	●外国人市民を加えた編集会議等により、コミュニティ情報掲載等の一層の充実を図る。 ●相談者に制度等を理解してもらうための説明を通訳することが多いため、1件あたりの所要時間がかかるケースがあり、予約しないで来庁されると待ち時間が長くなる場合がある。また、生活保護の家庭訪問や市立病院の患者に対する支援などのニーズがあるが、出向いて対応することが困難である。 ●相談事業の周知を図る必要がある。 ●国際交流市民団体の支援・協力や、八尾市の姉妹友好都市等との交流事業を実施するなど、八尾市の国際交流協会として独自性ある事業展開を図るとともに、外国人市民支援の取り組みを広げ多文化共生の実現に向けて貢献度の高い事業を実施していく必要がある。 ●外国語を母語とする学習者が増えており、適切な指導環境等が必要である。
Ⅲ 男女が協働して暮らしやすいまちをつくらう	8. 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	52～58	●審議会等への女性委員の登用を図るため、八尾市男女共同参画施策推進本部会議(1回)を開催し、審議会等における女性委員の参画推進について各部局長に依頼するとともに、庁内各課に対し、女性委員の積極的登用を促す通知を行った。また、審議会等の新設又は委員の改選、補充に際し、審議会等所管課に対して、事前協議を実施するとともに、女性の参画がない審議会等については、ヒアリングを実施した。 ●市職員・教職員における管理職への登用を促した。 ●地域やまちづくり活動において、中心となって活躍できる女性リーダーの育成をめざし、男女共同参画センター講座において、「女性のチャレンジ講座」を実施した。	●平成27年度末の市の審議会・協議会における女性委員の登用率を35%以上とする目標を掲げ、全庁あげて女性委員の参画推進を図ってきたが、平成25年度末現在、審議会等における女性委員の登用率は27.8%と、平成27年度の目標値(35%)に向けて約7ポイント向上させる必要があり、女性の参画拡大を図るための具体的で実効性のある積極的な取り組みを進めていく必要がある。 ●出産育児世代が偏っているため、休業期間もほぼ重なる状態となり、職員の昇任・昇格にどうしても影響が出てしまうといった課題がある。 ●地域活動やまちづくり活動において中心となって活躍できる女性リーダーの育成をめざし、その効果的な手法等について検討する。

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【総括表】(平成25年度実績)

基本目標	基本課題	具体的な 施策	取り組み実績	課題等
	9. 男女で参画に偏り のある分野への男女 共同参画の促進	59～64	●女性消防吏員4名を救急隊として活動業務へ配属した。また、1名をセクシュアル・ハラスメント相談員に、2名を不祥事検討委員会委員・消防職員委員会として登用した。さらに、女性消防団員が1名入団した。 ●災害対策本部体制の各班マニュアルを作成し、災害時の円滑な応急対策の体制構築を図った。また、避難所運営等における女性目線での備蓄物資の整備を行うとともに、避難所運営マニュアルにおいて、仮眠施設のあり方、女性トイレのあり方、避難生活必需品の男女ニーズの違い等を検討した。 ●防災意識の向上と災害への備えや心構えについて学ぶ機会として、男女共同参画センター講座において、「女性のための防災セミナー」を実施した。 ●自主防災組織結成率は、平成25年末時点で81%まで上昇し、自主防災組織内各班において、女性班員が増加した。さらに、各自主防災組織訓練や防災講演等を通じて、女性リーダーの必要性について啓発等を行った。	●交替制勤務の就業に備えた施設(仮眠室・便所・更衣室等)の整備、組織における男女共同参画についての意識浸透を図っていく必要がある。平成26年度に5名の女性消防団員が入団し、活動中であるが、今後、さらに女性に配慮した施設や活動環境等の整備が急務である。 ●東日本大震災等では、避難所生活の長期化に伴い、炊き出しや、掃除、洗濯等の生活行動への労力提供を暗黙的なルールとして黙認されてきた現状がある。マニュアル見直しには全庁的な調整が必要であり、また、備蓄物資が男女の視点により、多種多様な品目にベースアップするため、備蓄スペースの確保が課題となっている。 ●自主防災組織に働きかけるなどにより、男女共同参画の視点をもった女性リーダーの育成等を検討する必要がある。 ●自主防災組織間の連携の体制がないため、個別の活動になっている。また、高齢化や若い世代の参加が少ないといった課題がある。
	10. 男女共同参画推 進の拠点の充実	65～69	●男女共同参画センターにおいて、男女共同参画の視点をはぐくむための講座や女性のエンパワーメント等を目的とした各種講座を実施した。 ●男女共同参画に関する図書の貸出や、男女共同参画センターだよりを月1回発行し、市内の主な公共施設と講座参加者に配布するなど、男女共同参画に関する情報提供を行った。 ●女性の抱える様々な悩みに対応し、自立を支援するために、女性の専門相談員による相談事業を実施した。また、DV等により、緊急を要する場合には、関係課及び大阪府等関係機関と連携して支援を行った。	●テーマによって参加者数に偏りがあるため、テーマ設定や周知方法をさらに工夫し、参加を促す必要がある。 ●男女共同参画に関する図書については、様々なジャンルの蔵書の充実を図る。また、男女共同参画に関する情報提供については、掲示・配架時期の工夫や、イベント開催時に広く配布するなどして周知を図る必要がある。 ●社会情勢等の変化に伴い、相談内容も多様化・複雑化し、DVをはじめとする諸課題を抱える相談者が増加している。また、DV等により緊急を要する対応が求められる場合は、関係各課・機関と連携し、より一層迅速かつ的確な支援を行う必要がある。